○環境省令第五号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

環境大臣　石原　宏高

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。